

令和8年4月から自転車利用者に

# 青切符

制度が導入されました！



令和8年4月1日

ぼくは  
マモルシー

自転車に乗る時は  
ヘルメットを  
被っているよ  
もう痛いイヤな  
んだ

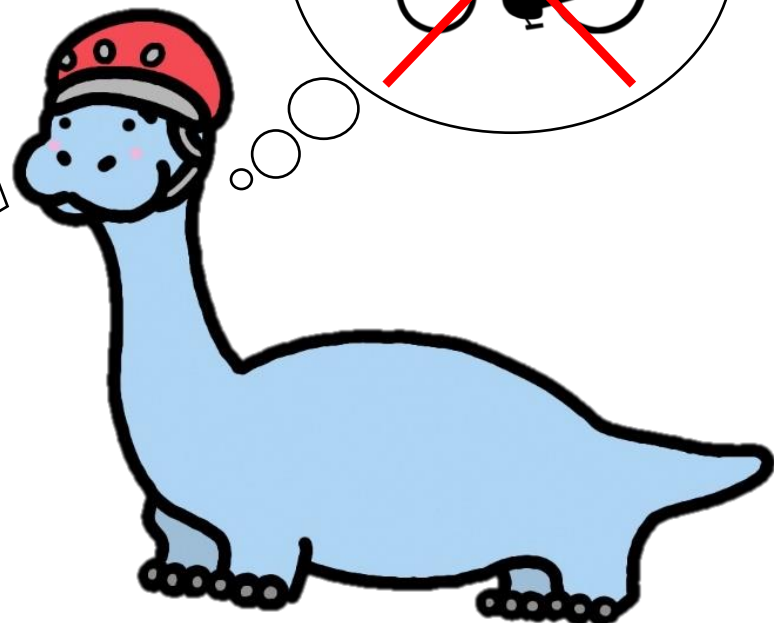


そうそう、  
今日から自転車に  
青切符が  
導入されたこと、  
みんな知ってる？

①

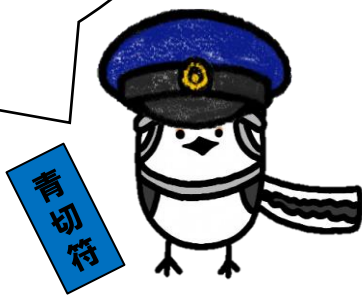
知ってる！  
知ってる！

取締りが怖くて  
自転車はもう運転  
できないよ…



②

安心してください！  
取締りの対象に変わり  
はありません！  
取締りの対象はあくまで  
悪質・危険な違反ですよ！



③

警察官は、これまでどおり  
悪質・危険な違反を取締ります。  
悪質・危険な違反については、  
裏面でご確認を！

ルールを守って安全に  
自転車に乗ろうね



④

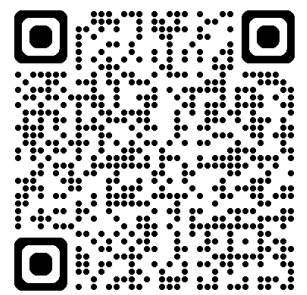
自転車に乗るときは  
ヘルメットを被ろうね



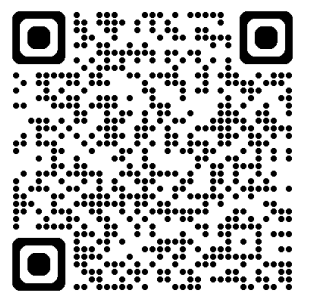
山形県警察自転車ヘルメット  
着用推進キャラクター  
マモルシー カブルシー

“自転車を安全・安心に  
利用するために”

自転車青切符制度の詳細（自転車ルールブック）  
自転車運転者講習制度（裏面記載）の詳細  
はこちらから→



自転車ルールブック



自転車運転者講習

山形県警察

令和8年4月1日から、16歳以上の方が行った検挙の対象となる悪質・危険な交通違反の一部に反則切符（青切符）が適用されます。

# 悪質・危険な違反とは？

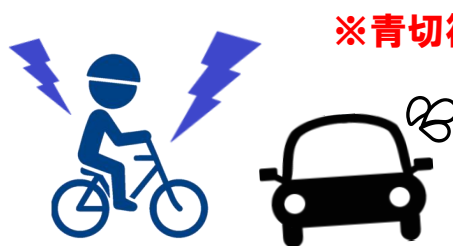
## ① 違反自体が悪質・危険なもの（一例）

飲酒運転



※青切符適用外

あおり運転



※青切符適用外

遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



ながらスマホ



## ② 違反態様が悪質・危険なもの（一例）



信号無視で交差点に進入し車両に急ブレーキをかけさせたとき

※ 実際に事故の危険が生じている



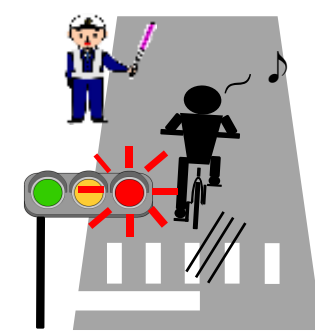
傘を差しながら一時不停止をしたとき

※ 片手運転となり、とっさの危険回避が困難



警察官の指導警告に従わず、違反を継続したとき

※ 指導警告では改善させることが困難



警察官の姿を認めながら、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

※ 指導警告しても効果が期待できない

## 自転車運転者講習

「危険行為（交通違反）」を  
3年以内に2回以上繰り返すと

### 「自転車運転者講習」

（対象年齢：14歳以上、講習時間：3時間、講習費用：6,150円）

の対象となります。

※受講命令を受けてから、  
3ヶ月以内に講習を受講しなかった場合、  
5万円以下の罰金となります。

## 自転車安全利用五則

～自転車のルールを守ろう～

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

